

※令和2年9月11日
地方財政審議会固定資産評価分で本資が配布。
本資料の内容で審議された。

評点一点当たりの価額に関する経過措置の改正について

固定資産評価基準第2章第4節二を別紙のとおり改める。

固定資産評価基準（家屋）改正案新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次 略</p> <p>第1章 土地 略</p> <p>第2章 家屋</p> <p>第1節 第3節 略</p> <p>第4節 経過措置</p> <p>略</p> <p>一 固定資産税に係る令和3年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点 一点当たりの価額は、1円に1に定める「物価水準による補正率」と2に定める「設計管理費 等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額（小数点以下二位未満は、切り捨てるものと する。）を基礎として市町村長が定めるものとする。この場合においては、第1節三の規定は 適用しない。</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>三 略</p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 土地 略</p> <p>第2章 家屋</p> <p>第1節 第3節 略</p> <p>第4節 経過措置</p> <p>略</p> <p>一 固定資産税に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点 一点当たりの価額は、1円に1に定める「物価水準による補正率」と2に定める「設計管理費 等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額（小数点以下二位未満は、切り捨てるものと する。）を基礎として市町村長が定めるものとする。この場合においては、第1節三の規定は 適用しない。</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>三 略</p>

改正理由（審議事項6）

家屋の評価額は、各個の家屋について付設した評点数に評点一点当たりの価額を乗じて求めることとされている。

この評点一点当たりの価額については、経過措置により、平成30年度から令和2年度までの各年度における家屋の評価に限り、1円に「物価水準による補正率」及び「設計管理費等による補正率」を乗じて得た額を基礎として市町村長が定めることとされているが、当該措置は令和3年度以降も引き続き講じるべきと考えられることから、令和5年度まで延長しようとするものである。

評点一点当たりの価額に関する経過措置の延長（評価基準第2章第4節二）

R3基準改正案

評点一点当たりの価額に関する経過措置を令和5年度まで延長する。

<評点一点当たりの価額に関する経過措置>

「評点一点当たりの価額」を「1円」×「物価水準による補正率」×「設計管理費等による補正率」を基礎として、市町村長が定めるものとする。

① 物価水準による補正率

工事原価に相当する費用等について、東京都特別区の区域とその他の都市との物価水準に係る地域的格差を考慮して定めているもの。

木造：1.00、0.95、0.90の3区分（下表参照） 非木造：一律1.00

指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率
札幌市	1.00	特別区	1.00	高松市	0.95	松山市	0.95
青森市	0.90	横浜市	1.00	高松市	1.00	山形市	0.95
盛岡市	0.90	新潟市	0.95	大津市	1.00	知念市	0.95
仙台市	0.95	富山県	0.95	京都市	1.00	福賀市	1.00
秋田市	0.90	金沢市	0.95	神戸市	1.00	佐賀市	0.95
山形市	0.90	福井県	0.95	奈良市	0.95	長崎市	0.95
福島市	0.90	甲府市	0.95	和歌山市	0.95	熊本市	0.95
宇都宮市	0.95	長野市	0.95	鳥取市	0.95	大分市	0.95
前橋市	0.95	岐阜県	0.95	岡山市	0.95	宮崎市	0.95
さいたま市	0.95	静岡県	0.95	広島市	0.95	鹿児島市	0.95
千葉市	0.95	名古屋市	1.00	山口市	0.95	那覇市	0.95
		津市	0.95	徳島市	0.95		

② 設計管理費等による補正率

工事原価に含まれていない設計監理費、一般管理費等負担額を考慮して定めているもの。

木造：1.05 非木造：1.10